平成２０年（フ）第１７９１号
京都市伏見区醍醐南西裏町10番地１
破産者　大町こと　金　　央花
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第６２１号
和歌山市加納326番地の10
破産者　小森　武夫
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１０３号
和歌山市西庄1063番地
破産者　尾玉　裕司
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７号
和歌山市西庄1044番地の136
破産者　平田　恵子
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２号
和歌山市粟220番地の１　フレグランス粟Ａ201
破産者　京井　正和
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１２６号
和歌山市紀三井寺539番地の16
破産者　南方　雅雄
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第２２３号
山口市小郡上郷3125番地４
破産者　伊藤　淳子
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０号
香川県小豆郡土庄町甲5399番地２
破産者　中村　　徹
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第８４６号
福岡県中間市中央４丁目14番16―201号
破産者　星山こと　**袈**　　正平
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１０５０号
熊本市八反田２丁目６番８号
破産者　永田　道信
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１５２号
熊本県宇城市松橋町松橋1440番地７
破産者　小野　孝太
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４３４号
大分県別府市上田の湯町17番12号、申立時の住所大分県別府市石垣東３丁目７番35号
破産者　大久保利親
１　決定年月日　平成21年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１３０号
茨城県土浦市木田余4965番地
破産者　東信測量株式会社
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第７０１号
さいたま市浦和区領家５丁目12番15号
破産者　システムゆう株式会社
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１３６号
茨城県稲敷郡阿見町中央４丁目１番20号
破産者　株式会社きむら
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第３９４号
北海道旭川市宮下通９丁目766番地キタノビル
破産者　旭川合材株式会社
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２０７４号
名古屋市北区水切町４丁目56番地
破産者　株式会社東日本ツーリスト
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第２６２号
三重県桑名市新西方３―39　ヒルズ西川403号室、住民票上の住所三重県四日市市高見台２丁目６番地11
破産者　堀江　周治
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第８７号
三重県三重郡菰野町大字潤田636番地17
破産者　ミタキ設備こと　亀田　徳昭
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成１９年（フ）第８８４０号
大阪市東住吉区今川５丁目３番24号
破産者　株式会社レガート
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部